

令和8年度

教育・保育給付認定申請書 保育所等利用申込（継続確認）書

徳島市長 宛

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定（保育認定）を申請します。

なお、

保護者は、徳島市に住民
電話番号は、日中に連絡可能な

徳島

次のと

保護者は、徳島市に住民登録のある方としてください。

電話番号は、日中に連絡可能な
番号を①から順に記入してください。

記入例 (新規申込用)

令和 年 月 日

申請児童	フリガナ	トクシマ ハナコ		性別	生年月日		年齢
	氏名	徳島 花子		女	平成 令和 3年4月3日		4歳
	フリガナ	トクシマ タロウ		連絡先	第 2 子		R8.4.1現在
	氏名	徳島 太郎			① 090-2222-3333 続柄 [母] ② 090-3333-4444 続柄 [父] ③ 090-4444-5555 続柄 [祖父] ※徳島市からの連絡は、①から順に優先連絡します		
保護者	本書による申込以外に、他の施設を申込している場合は記入してください。						
	〒760-0000 徳島県徳島市 区 丁目 番地						
他施設の申込状況 (併願の有無)	住所	父	☒ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所		
		母	☐ 徳島市内	☒ 徳島市外	住所	徳島県●●市●●町1000番地の1	
	住所	父	☒ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所		
		母	☐ 徳島市内	☒ 徳島市外	住所	徳島県●●市●●町1000番地の1	
他施設の申込状況 (併願の有無)		☒ 有 (幼稚園等の他施設を別に申込している)			☐ 無 (本書による申込のみ)		
申込施設		●●●●幼稚園					
※ 市立認定こども園1号と他の保育所等とは併願不可							
申請児童の状況	アレルギーの有無		有 ・ 無		障害・持病等の有無		有 ・ 無
申請世帯の状況	ひとり親世帯 の該当	有 無	世帯員が障害者手帳 等を受給		有 無	生活保護の受給	有 無

① 世帯の状況 ※ 申請児童を除く 同一敷地内の全員（世帯別でも）を記入、申請児童の父母・兄弟は別居の場合でも記入

氏名	続柄	生年月日	年齢	父母等の就労(予定)先や、児童の利用(申請)施設等 (R8.4.1現在)	備考
徳島 太郎	父	S58.1.3	43 歳	●●株式会社 ☒ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	単身赴任中 ☐ 育休明け・短縮予定 (年 月 日)
徳島 和子	母	S59.1.4	42 歳	●●病院 ☐ 就労(学)・利用中 ☒ 就労予定・申請中	
徳島 一郎	兄	R2.4.3	5 歳	●●保育所 ☒ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	
阿波 冬美	祖母	S37.1.6	64 歳	無職 ☐ 就労(学)・利用中	
5				☐ 就労(学)・利用中	

就労内定などの状態にある場合は、必ずチェックしてください。

単身赴任中、別居中など、状況に応じて記入してください。

② 利用希望する期間・施設

利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 から		☒ 小学校就学前まで ☐ 年 月 日 まで
利用希望施設	第1希望	☒ ● ● 保育所 ☐ 兄弟姉妹の在籍あり	第4希望 ☐ △ △ 保育所 ☐ 兄弟姉妹の在籍あり
	第2希望	☐ △ △ 認定こども園 ☐ 兄弟姉妹の在籍あり	
	第3希望	☒ ■ ■ 保育所 ☐ 兄弟姉妹の在籍あり	
希望施設3つ未満の場合は、その理由			

＜利用希望施設に関する注意＞

利用可能な施設が複数ある場合は、複数施設（3つ以上）をご希望ください。大きな加点対象となります。

※ 1 保育時間は、施設によって異なります

※ 2

※ 3

※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整（入所選考）

利用可能な施設が複数ある場合は、複数
(原則3つ以上) ご希望ください。
3つ以上ご希望いただくと、利用調整を行
う上で、大きな加点対象となります。
※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退
された場合は、以後の利用調整（入所選考）
で減点の対象となります。

保育時間は、施設によって異なります

③ 利用希望する保育時間 ※ 保育時間は施設により異なるため注意

希望区分	☒ 保育標準時間（最長１１時間までの利用） ☐ 保育短時間（最長８時間までの利用）	
希望時間	平日	８時 ００分
	土曜日の保育希望	☒ あり ☐ なし
	土曜日	８時 ００分

希望月に入所できなかった場合、「翌月以降も継続して利用調整（入所選考）を希望するかどうか」を選択してください。

本申請書の	
希望月からの利用ができない場合	☒ 利用できるまで待つ（翌月以降も利用調整希望） ☐ 利用しない（不要）
利用調整の希望 （育児休業中の方はどちらかにチェックしてください。）	☐ 入所が決定されれば、入所月の翌月１５日までに育児休業から復職する。（通常の優先度で選考）
	☐ 育児休業の延長を許可できるため、選考時の優先度が下がってもよい。
注意事項	１．チェックをすることにより、優先指数が減点されます。 ２．利用調整の結果、施設に空き等がある場合は、利用決定となります。

希望月に入所できなかった場合、「翌月以降も継続して利用調整（入所選考）を希望するかどうか」を選択してください。

④ 保育を必要とする事由 ※ 該当する箇所をチェック

区分	類型	父	母	具体的な状況	
01	就 労	レ		就労日数 月20日 以上	月 160 時間以上 の就労を常態
02					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態
03					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "
04					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "
05					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "
06					月 160 時間以上 の就労を常態
07					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態
08					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "
09					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "
0A					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "
11	妊娠・出産			妊娠・出	
21	保 護 者 の 疾病・障害			疾 病	通院 週 4 日以上
22					自宅療養 常時床臥、感染症 等
23					上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要
24					一般療養（運動・外出等の制限ありだが、身の回りのことは自分で可）
25					障害 介護を要する（身体 1～2級、精神 1級、療育A、要介護度 3～5）
26					保育に支障がある（身体 3級以下、精神 2級以下、療育B、要介護度 1～2）
27					上記以外で保育の必要性がある（要介護度 要支援 等）
28	親 族 の 介護・看護				月 160 時間以上 の介護・看護を常態
29					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の介護・看護を常態
31					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "
32					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "
33					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "
34	災害復旧				火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合
35					求職活動または自営準備のため、外出することを常態とする場合
41	就 学 中			職業訓練校・専門 学校・大学等に就 学中である場合	月 160 時間以上の就学を常態とする
51					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就学を常態
61					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "
62					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "
63					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "
64					居宅内での就学（通信教育等）
65	虐待・DV				虐待・DV等を受けている又は受ける恐れがある場合
66					1年未満の育児休業を取得する保護者で、現に3箇月を超える期間、認可保育施設（事業所内保育施設 従業員枠を除く）を利用している児童がいる場合
71	育児休業中 の継続利用				両親が不在（死亡、行方不明、拘禁 等）
81					その他、保育を必要とする事由に類し、特に保育の必要性が高いものと認められる場合
91	そ の 他	—	—		
92					

就労の場合は、就労日数・時間について、勤務先から発行された就労証明書を参照のうえでチェックしてください。

< 記 入 の 際 の 注 意 事 項 >

- 利用可能な施設が複数ある場合は、複数（原則3つ以上）ご希望ください。

3つ以上ご希望いただくと、利用調整（入所選考）を行う上で、大きな加点对象となります。

※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整（入所選考）で減点の対象となります。

- 黒ボールペンで記入してください。（消すことができるボールペンや修正ペン・テープは使用不可です。これらを使用していた場合は再提出していただきます。）また、本申請書は、申請児童1人につき、1枚作成してください。

- 市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）は、同施設の保育所部分（2号認定）や、他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。

- 「① 世帯の状況」欄は、申請児童の20～64歳の同居親族（別世帯であっても、同住所に居住している親族を含む）全員を記入してください。また、申請児童の父母・兄弟については、別居の場合でも記入してください。

- 4月入所 1次申込（受付期間：令和7年10月20日～11月6日）の際は、本申請書は、第1希望施設 または 子ども保育課（要予約）のいずれかに提出してください。（4月入所 2次申込（受付期間：令和7年11月7日～）以降は、子ども保育課（予約不要）へ提出してください。）

- 個人情報の取扱いについて

本申請書・添付書類等については、教育・保育給付認定、保育所等の利用調整・入所、保育料の算定並びに関係通知の発送に係る手続き等、保育所等に関する事務以外の目的には利用しません。